



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
青森労働局

**Press Release**

青森労働局発表  
平成30年12月25日(火)

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課  
課長 相川 征昭  
地方障害者雇用担当官 山谷 良子  
Tel 017-721-2003  
Fax 017-773-5372

## 平成30年 青森県の機関等における 障害者雇用状況の集計結果

青森労働局では、平成30年6月1日現在の青森県内の地方公共団体の「障害者任免状況」及び独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「国の機関等」という。）に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

### I. 【集計結果の主なポイント】

＜公的機関＞（63機関対象）

- 法定雇用率2.5%が適用される県、市町村等の機関（62機関）
  - ・ 全体の実雇用率は2.04%（対前年比で0.11ポイント上昇）となっている。
  - ・ 雇用率未達成の公的機関は、34機関であり、全体に占める未達成機関の割合は、54.8%となっている。このうち、0.5人～1.0人不足機関は11機関であり、未達成機関全体の32.4%を占めている。
  - ・ 県機関は、3機関のうち2機関が未達成となっている。
  - ・ 市町村の首長部局では、39機関のうち22機関（うち1人不足8機関）が未達成となっている。
  - ・ 市教育委員会では、8機関のうち、4機関（うち1人不足1機関）が未達成となっている。
- 法定雇用率2.4%が適用される県教育委員会（1機関）
  - ・ 実雇用率は1.54%と前年より0.05ポイント低下し、法定雇用率未達成となっている。

＜独立行政法人等（40.0人規模以上）＞（4法人対象）

- 1法人が未達成となっている。

このような状況を踏まえ、青森労働局としては、以下により対応することとしている。

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底。

## Ⅱ. 県、市町村等における在職状況

### (1) 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 117.0 人であり、実雇用率は 2.29%と前年に比べ 0.10 ポイント上昇している。（県の機関は 3 機関中 2 機関で未達成）

[V. 総括表 1 (1), VI. 詳細表 1, 2]

### (2) 市町村等の機関

市町村等の機関（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 319.5 人であり、実雇用率は 1.96%と前年に比べ 0.12 ポイント上昇している。（市町村等の機関は 59 機関中 32 機関で未達成）

[V. 総括表 1 (3), VI. 詳細表 4, 5, 6]

### (3) 県の教育委員会

2.4%の法定雇用率が適用される県の教育委員会（1 機関）に在職している障害者の数は 142.0 人であり、実雇用率は 1.54%と前年に比べ 0.05 ポイント低下、不足数は前年より 22.0 人増加し、79.0 人となっている。

[V. 総括表 1 (2), VI. 詳細表 3]

## Ⅲ. 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 53.0 人であり、実雇用率は 2.36%と前年に比べ 0.14 ポイント上昇している。（4 法人中 1 法人で未達成）

[V. 総括表 2, VI. 詳細表 7]

#### IV. 地方公共団体における雇用状況

##### 1. 法定雇用率 2.5%が適用される機関の状況（県・市町村等の地方公共団体）

地方公共団体のうち、法定雇用率 2.5%が適用される行政機関（除外職員を除く職員数 40.0 人以上の機関）の雇用状況をみると、雇用されている障害者数は 436.5 人と前年より 25.0 人増加し、実雇用率は 2.04%と前年より 0.11 ポイント上昇した。

##### 2. 法定雇用率 2.4%が適用される機関の状況（県教育委員会）

法定雇用率 2.4%が適用される機関（除外職員を除く職員数 42.0 人以上の機関）についてみると、雇用されている障害者数が 142.0 人と前年より 7.0 人減少し、実雇用率は 1.54%と前年より 0.05 ポイント低下した。

#### 地方公共団体における障害者の在職状況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外身体障害者及び知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. Dのうち注2の( )書きに該当する短時間勤務精神障害者の数	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E	G. うち新規雇用分			
法定雇用率 2.5%が適用される機関	62 (62)	21,424.0 (21,361.0)	131 (120)	4 (4)	158 (162)	18 (11)	7 (-)	436.5 (411.5)	60 (42.0)	2.04 (1.93)	28 (34)	45.2 (54.8)
法定雇用率 2.4%が適用される機関	1 (1)	9,228.5 (9,365.0)	39.0 (39.0)	0 (0)	64 (71)	0 (0)	0 (-)	142.0 (149.0)	8.0 (18.0)	1.54 (1.59)	0 (0)	0.0 (0.0)

(厚生労働省職業安定局集計)

- 注 1. ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
2. ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
- また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成 27 年6月2日以降に採用された者または平成 27 年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
- さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

### 3. 機関区分別の状況

地方公共団体における雇用状況を機関区分別にみると、2.5%の法定雇用率が適用される県の機関は、2.29%と前年より0.10ポイント上昇し、市町村等の機関は1.96%と前年より0.12ポイント上昇した。

また、教育委員会は、県の機関（法定雇用率2.4%）と市の機関（法定雇用率2.5%）では法定雇用率が異なるが、県教育委員会の実雇用率は1.54%と前年より0.05ポイント低下し、市教育委員会の実雇用率は1.75%と前年より0.09ポイント上昇した。

#### 地方公共団体における機関区分別障害者の在職状況

(平成30年6月1日現在)

区 分	法定雇用率2.5%が適用される機関			法定雇用率2.4%が適用される機関		
	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率 ②÷①×100	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率 ②÷①×100
	人	人	%	人	人	%
県の機関	5,098.5 (5,073.0)	117.0 (111.0)	2.29 (2.19)	9,228.5 (9,365.0)	142.0 (149.0)	1.54 (1.59)
市町村の 機関計	16,325.5 (16,288.0)	319.5 (300.5)	1.96 (1.84)			
市町村の 首長部局	11,808.0 (11,787.5)	234.5 (224.5)	1.99 (1.90)			
市の 公営機関	3,173.5 (3,144.0)	61.5 (53.5)	1.94 (1.70)			
市 教育委員会	1,344.0 (1,356.5)	23.5 (22.5)	1.75 (1.66)			

(青森労働局職業安定部集計)

注 下段（ ）は、平成29年6月1日現在の数値である。

## V. 総括表

○ 青森県の地方公共団体及び地方独立行政法人等における平成30年6月1日現在の通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

### 1 地方公共団体における在職状況

#### (1) 青森県の機関(法定雇用率2.5%)

( )内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	5,098.5人 ( 5,073.0人 )	117.0人 [ 85 ] ( 111.0人 )	2.29% (2.19%)	1 / 3 ( 1 / 3 )	33.3% ( 33.3% )	10.0人 ( 6.0人 )
青森県知事部局	3,984.5人 ( 3,978.5人 )	93.0人 [ 66 ] ( 88.0人 )	2.33% (2.21%)	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0% ( 0.0% )	6.0人 ( 3.0人 )
その他の青森県機関	1,114.0人 ( 1,094.5人 )	24.0人 [ 19 ] ( 23.0人 )	2.15% (2.10%)	1 / 2 ( 1 / 2 )	50.0% ( 50.0% )	4.0人 ( 3.0人 )

#### (2) 青森県教育委員会(法定雇用率2.4%)

( )内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
青森県教育委員会	9,228.5人 ( 9,365.0人 )	142.0人 [ 103 ] ( 149.0人 )	1.54% (1.59%)	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0% ( 0.0% )	79.0人 ( 57.0人 )

#### (3) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

( )内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村の機関(*1)	16,325.5人 ( 16,288.0人 )	319.5人 [ 226 ] ( 300.5人 )	1.96% ( 1.84% )	27 / 59 ( 33 / 59 )	45.8% ( 55.9% )	88.5人 (74.0人)

(\*1)市町村の機関は市町村教育委員会を含む。

### 2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

( )内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
地方独立行政法人等(*2)	416.0人 ( 427.0人 )	11.5人 [ 10 ] ( 10.5人 )	2.76% ( 2.46% )	3 / 3 ( 3 / 3 )	100.0% (100.0%)	0.0人 ( 0.0人 )

(\*2)「地方独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

### 【参考】独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

( )内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
独立行政法人等(*3)	1,826.5人 ( 1,826.0人 )	41.5人 [ 34 ] ( 39.5人 )	2.27% ( 2.16% )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0% ( 0.0% )	3.5人 ( 1.5人 )

(\*3)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

注 ・ ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

・ [ ]内は、実人員である。

・ この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## VI. 平成 30 年 6 月 1 日現在における公的機関の障害者の雇用状況（詳細表）

### 1. 都道府県知事部局（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,984.5	93.0	2.33	6.0	
青森県知事部局	3,984.5	93.0	2.33	6.0	

### 2. その他の都道府県機関（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,114.0	24.0	2.15	4.0	
青森県病院局	727.0	19.0	2.61	0.0	
青森県警察本部	387.0	5.0	1.29	4.0	

### 3. 都道府県教育委員会（法定雇用率 2.4%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,228.5	142.0	1.54	79.0	
青森県教育委員会	9,228.5	142.0	1.54	79.0	

### 4. 市町村関係・首長部局（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	11,808.0	234.5	1.99	63.0	
青森市	1,826.5	50.0	2.74	0.0	
弘前市	1,350.5	15.0	1.11	18.0	
八戸市	1,423.0	26.0	1.83	9.0	
黒石市	303.5	9.0	2.97	0.0	
五所川原市	559.0	11.0	1.97	2.0	注 4 地方特例
十和田市	357.5	9.0	2.52	0.0	
三沢市	430.0	11.0	2.56	0.0	
むつ市	548.0	9.0	1.64	4.0	
つがる市	250.5	3.0	1.20	3.0	
平川市	321.0	8.0	2.49	0.0	注 4 地方特例
平内町	268.0	4.0	1.49	2.0	

今別町	89.0	0.0	0.00	2.0	
蓬田村	66.5	1.5	2.26	0.0	
外ヶ浜町	152.0	4.0	2.63	0.0	
鱒ヶ沢町	139.0	2.0	1.44	1.0	
深浦町	211.0	4.0	1.90	1.0	
西目屋村	-	-	-	-	注5
藤崎町	170.0	3.0	1.76	1.0	
大鰐町	158.0	3.0	1.90	0.0	
田舎館村	80.0	4.0	5.00	0.0	
板柳町	173.0	5.0	2.89	0.0	
鶴田町	109.0	4.0	3.67	0.0	
中泊町	177.0	4.0	2.26	0.0	
野辺地町	138.5	5.0	3.61	0.0	
七戸町	181.5	5.0	2.75	0.0	
六戸町	108.0	0.0	0.00	2.0	
横浜町	110.5	3.0	2.71	0.0	
東北町	226.5	4.0	1.77	1.0	
六ヶ所村	244.5	3.0	1.23	3.0	
おいらせ町	247.0	4.0	1.62	2.0	
大間町	74.0	2.0	2.70	0.0	
風間浦村	56.0	0.0	0.00	1.0	
東通村	145.0	1.0	0.69	2.0	
佐井村	52.0	3.0	5.77	0.0	
三戸町	216.0	3.0	1.39	2.0	
五戸町	290.5	6.0	2.07	1.0	
田子町	117.0	1.0	0.85	1.0	
南部町	281.0	5.0	1.78	2.0	
階上町	83.0	0.0	0.00	2.0	
新郷村	75.0	0.0	0.00	1.0	

注 ・ 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

・ 注5の機関は、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が40.0人未満となっており法定雇用率2.5%の対象とならない。

## 5. 市町村関係・市教育委員会（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	1,344.0	23.5	1.75	9.5	
青森市教育委員会	272.5	7.0	2.57	0.0	
弘前市教育委員会	313.5	2.5	0.80	4.5	
八戸市教育委員会	298.5	5.0	1.68	2.0	
黒石市教育委員会	86.5	1.0	1.16	1.0	

五所川原市教育委員会	-	-	-	-	地方特例
十和田市教育委員会	77.5	3.0	3.87	0.0	
三沢市教育委員会	79.5	2.0	2.52	0.0	
むつ市教育委員会	158.0	1.0	0.63	2.0	
つがる市教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
平川市教育委員会	-	-	-	-	地方特例

「地方特例」・・・地方公共団体の機関の特例認定に基づき首長部局とあわせて不足数を判断する。

## 6. 市町村関係・公営機関（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,173.5	61.5	1.94	16.0	
青森市企業局水道部	179.0	5.0	2.79	0.0	
青森市企業局交通部	133.5	4.5	3.37	0.0	
弘前市上下水道部	109.0	2.0	1.83	0.0	
八戸圏域水道企業団	155.0	3.0	1.94	0.0	
八戸市交通部	98.0	2.0	2.04	0.0	
八戸市立市民病院	672.5	15.0	2.23	1.0	
むつ総合病院	451.5	10.0	2.21	1.0	
十和田市立中央病院	266.5	4.0	1.50	2.0	
つがる西北五広域連合 病院事業	573.0	8.0	1.40	6.0	
三沢市立三沢病院	173.5	6.0	3.46	0.0	
弘前市立病院	186.0	2.0	1.08	2.0	
黒石国民健康保険黒石病院	176.0	0.0	0.00	4.0	

## 7. 地方独立行政法人（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	416.0	11.5	2.76	0.0	
公立大学法人 青森県立保健大学	111.0	3.0	2.70	0.0	
公立大学法人 青森公立大学	70.0	2.0	2.86	0.0	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	235.0	6.5	2.77	0.0	

【参考】独立行政法人（法定雇用率 2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,826.5	41.5	2.27	3.5	
国立大学法人 弘前大学	1,826.5	41.5	2.27	3.5	

【各表に関する注記】

注1 各表（「地方独立行政法人等」の表を除く。）における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注5 「備考」欄の市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

注6 この集計は、平成30年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 

一般の民間企業 ……	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……	2. 5% [2. 3%]
[労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
  
- 国、地方公共団体 …… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
  
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。